



速報

# はばろ

発行責任：組織対策部

発行日：2010.3.8

発行号：10第5号

## 羽幌保育園嘱託・臨時職員募集のお知らせ

羽幌保育園嘱託職員・臨時職員を下記のとおり募集しますので、希望される方は羽幌町役場福祉課社会福祉係にお申し込みください。

- 募集職種 園長(嘱託)・臨時保育士
- 募集人員 各1人
- 就業場所 羽幌町立羽幌保育園
- 職務内容 園長業務、臨時保育士
- 募集要件 園長①羽幌町に住所を有し、勤務可能な方(在予定者含む)  
②平成22年4月1日から平成23年3月31日まで勤務可能な方  
③保育士資格又は幼稚園教諭資格を有する経験年数15年以上の方  
保育士①羽幌町に住所を有し、勤務可能な方(在予定者含む)  
②平成22年4月1日から平成23年3月31日まで勤務可能な方  
③保育士資格を有する方
- 勤務時間 園長 ①月曜日～土曜日 通常勤務時間38時間45分の3/4(29時間)  
保育士 ①月曜日～金曜日 午前7時45分～午後6時(休憩60分)  
②土曜日 午前7時45分～午後1時(休憩無し) ③園内でシフト制
- 報酬(園長) 月給 250,000円  
賞金(保育士) 日給 6,500円

## 2010春闘に向けて(その2)

# 保育園の園長の嘱託職員化について考えよう

今回、左記の募集がされました

? こんなこといいのかなあ

と誰もが思いますよね。…が出来るのです。なぜなら条例に書いてあるからです。

? できるんだあ。でも、やっぱり変なかんじがするなあ。

それじゃあ、設置根拠となっている児童福祉法第35条を見てみると...

### 児童福祉法 第35条③

市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ厚生労働省で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

○羽幌町立保育所条例

昭和43年3月28日  
条例第13号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和29年法律第164号。以下「法」という。)第35条の規定により保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として羽幌町立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
羽幌町立羽幌保育園	羽幌町南2条1丁目16番地

(定員)

第3条 保育所に入所させる定員は、90人とする。

(職員)

第4条 保育所に次の職員を置く。

- 園長
- 保育士
- 医師
- 調理士
- 雇用人

2 保育士以外の職については嘱託することができる。

(入所資格)

第5条 保育所に入所できる乳児、幼児その他の児童は法第24条第1項による保護者の養育又は疾病等の事由によりその監護すべき乳児、幼児その他の児童で保育に欠ける者その他保育に欠ける者があると認める者とする。ただし、次の各号の1に該当する者については入所を制限することができる。

- 伝染病その他悪質な疾患を有する者
- 心身が虚弱で集団保育に耐えられない者
- 精神病又は悪癖を有する者
- 前3号に規定するもののほか町長が適当でないとする者

と単純な設置に関することが書いてあるだけなのだけれど、この児童福祉法の原理となる総則にはこんなことが書きます。

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

この条文は、このことに関する(もちろん保育園も)全てで尊重されることです。ここには「責任」という言葉がありますが、今回のことは本当に責任を果たしているといえるのでしょうか?

## この『嘱託職員とは何?』という観点から考えてみよう

実は、地方自治法のどの条文をみても、「嘱託職員」という言葉は出てこないんです! もちろん羽幌町の条例にもこの言葉は出てくることはありません。それどころが辞書にもこの言葉は存在してないのです。(嘱託社員というこぼれがある)

辞書では、嘱託という言葉の意味は、

- 仕事を頼んで任せること。委嘱。
  - 正式の雇用関係や任命によらないで、ある業務に従事することを依頼すること。非、依頼された人やその身分。
- と書いてあるだけなのです。

? 何となく(2)の意味があるのかなあ。でもやっぱり、嘱託職員の根拠づけるまでにはいかないなあ〜。

まずは、私たち公務員の職種を規程して列挙している地方公務員法第3条をみてみると...

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

～省略～

3 特別職は、次に掲げる職とする。

～省略～

3. 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

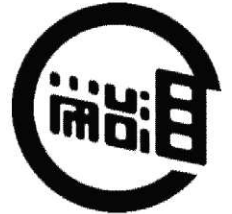
というように、ここに唯一、嘱託という言葉が出てきます。

自治労羽幌町職員組合



# と知れ

# 転



ここでの嘱託員とは、特殊技術を持った人のことで、例えば、数年かかりの大規模事業等を行う際、特殊技術を持った職員を現場に配置し、管理監督してもらうときに、数年雇用で嘱託に仕事を依頼するような場合を想定しているものです。

当然、ここでの嘱託は特別職のくりなので、賃金ではなく報酬となります。つまり、地方公務員法には一般職で賃金を与える嘱託職員という規定はないということになります。(あれば、条文にも辞書にも言葉があるはずだし...)

**ますます、良く分からなくなってきたなあ...**

いずれにしても嘱託職員は任用期間に限りが設けられている臨時的な職員といえます。臨時的な職員について、地方公務員任用文規定があるのは、臨時的任用職員で、地方公務員法第22条に根拠をもつ職員ということになります。

第22条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間のその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を1年に至るまで延長することができる。  
2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

本来、自治体の臨時職員で法の根拠をもった職員は、臨時的任用職員ということになります。この場合の任用期間は6か月、更延長はあっても1年で超えることはならないことになっている。(何故なら、1年超えるような職員を必要とする職場は正職員にしなければならぬからです。)特殊な技術を持った職員が数年間必要とすれば、前述の地方公務員法第3条3項3の嘱託員を有期雇用すればいい。つまり、嘱託職員という雇用は、何に根拠をもった雇用形態になるのかというと、それは、地方公務員法第17条にありますが、ここにも当然、嘱託職員という言葉はありません。では、この条文が根拠になるのかというと、次の地方公務員法第17条第1項になるのです。

第17条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの一の方法により、職員を任命することができる。

でも、これは任命の方法だけを書いたけど、職員の分類しているものではない。つまり、嘱託職員というのは、任命権者によって任命された職員であり、地方公務員法の職員規定に具体的な根拠をもった職員ではないということになります。町長が「任命しましたよ。」ということに最大の根拠をもった職員ということなのですよ。(雇用の仕方なんて何でもアリってことかな?)

## 結論：地方公務員法の規定に根拠を求めると難しいのが、嘱託職員？

この結論から、最初で述べた、児童福祉法第2条にある「責任」ということに立ち返って考えてみましょう。皆さんは、園長という職種を、これまで説明したような嘱託職員という不安定な立場で雇用することが、本当に「責任」を果たしているかと判断できるでしょうか？(本当は、こんな回りくどい説明なんかなくても、分からなくちゃならないことだと思っただけ...)。話は少しズレますが、「全国保育の問題から子どもを守る会」というところがホームページ上で、保育所選びで失敗しない為、将来問題を起さうな保育所の見分け方を公開しています。そこでは「正規職員の割合が高いこと」が2番目の判断項目になっています。(ちなみに1番目は「保育士の定着率が低いこと」です。)

皆さん！改めて次の条文を読んでみて、今回のことを考えてみませんか？



**児童福祉法 第2条**  
国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。



組合は今春闘で「保育園の園長については、職場の管理・指導の徹底及び責任の明確化を図るため、正職員を配置すること。」という独自要求をしています。